

## 外国人生徒の高校進学に関する教育課題

### —特別入学枠に着目して—

細川 卓哉

はじめに

1990年代以降、ニューカマー<sup>1)</sup>という外国籍の子どもの教育課題が注目され始めた。当初、ニューカマー生徒は日本に短期間滞在するものとみなされていたため、学校への適応や、日本語教育に関する事柄が当初の課題と認識されていた。しかし、広崎(2007)も述べるように、滞在が長期化するにつれ、彼らを取り巻く問題は学力保障や義務教育終了後の進路保障へと拡大してきたため、近年ではキャリア形成に関する研究も見られるようになった。

外国人生徒が日本の公立高校を受験する場合、日本語能力の不十分さなどにより、時間延長やルビ打ちといった「入試特別措置」<sup>2)</sup>や入学枠に外国人生徒のための特別枠を設け選抜を行う「特別入学枠」<sup>3)</sup>といった措置がある。「入試特別措置」に関する研究としては、辻本(2003)の研究が挙げられる。辻本は兵庫県の事例研究を通じてこの制度の有する問題点を明らかにしている。それは、①高校での本制度の運用指針が一様でないこと、②「入試特別措置」が行われるのは、中学での試験時に同様の配慮があったかどうか重要であって、日本語能力が基準でないこと、③中学校の教員がこの制度のことを知らない場合があることの3点を挙げている。一方「特別入学枠」については、佐久間(2005)が「日本語についてどのような体系的学習がなされても、ニューカマーの子どもたちが高校に進学するのは、容易なことではない」と述べ、高校入試の際に「特別入学枠」を多くの外国人生徒<sup>4)</sup>が利用できるようにし、「レベルを問わずあらゆる公立高校に特別枠が設けられることが望ましい」と論じている。外国人児童・生徒への日本語教育については川上ら(2006)などの研究があるが、日本語が身につくには長い時間を要し、人員、設備などの制約もあるため、学習のための日本語能力の定着が難しいという側面は否めない<sup>5)</sup>。そのため、入試に際して必要とされる語彙を身につけることは容易なことではないだろう。「特別入学枠」は、入試の形式上必要とされる語彙が「入試特別措置」よりも少ないと予測され、来日してから日の浅い生徒でも高校教育を受けられる可能性のある制度であるといえることから、進路保障の観点から注目すべき制度であると考えられる。

しかし、多くは「特別入学枠」の拡充・整備の必要性について述べる研究が中心であり、「特別入学枠」を持つ高校の適正な配置をいかにおこなうかということや教育内容、利用できる資格などの問題点を指摘するものが多い。日本が批准した国際的な条約などと照らし合わせると、外国人生徒がこの「特別入学枠」によって、普通科以外の学科に進学することも保障されるべきであるが、富山(2001)や志水ら(2008)で事例として挙げられた高校は普通科などが主である。

そこで、本ノートでは1990年代からブラジル人を中心にニューカマーが多く居住している<sup>6)</sup>東

海地方（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）に着目し、「特別入学枠」を利用して外国人生徒が高校入学する際、外国人生徒の普通科以外の学科への進学がどの程度保障されているのかについて検討する<sup>7)</sup>。

## 1 特別入学枠における課題

「特別入学枠」は、外国人生徒の高校進学のを保障するための有力な制度として注目されている。「特別入学枠」の運用方式は、自治体によって異なっており、富山(2001)は「特別入学枠」の運用方式を①「拠点校方式」と②「全校方式」に分類している。前者は県内全域にある高校の中から外国人の生徒を受け入れる高校をいくつかピックアップして、そこに一定数の生徒が入学できる方式であり、後者は県内全域にある全ての高校で数名ずつ生徒が入学できる方式である。このように、「特別入学枠」の運用方式・方針には地域差があるが、それぞれに運用上のメリットとデメリットがある。富山によれば「拠点校方式」に関しては、「入学後の生徒に対しての教育その他の対応の面での不安が少ない」というメリットを持っているが、「学校数が少なく、(中略)、(「特別入学枠」の)枠の外に置かれている生徒が多くなる」(括弧内は引用者)というデメリットを持っている。「全校方式」に関しては「全ての高校が若干名の外国籍生徒を受け入れることを前提に、受け入れ態勢を整えることになり、予算措置も人的な配備も事前に行政の責任として準備される」ことや「拠点校方式に比べて遥かに多数の生徒を受け入れる枠が確保されることになる」というメリットを持っているが、「拠点校方式と比べた場合には、内容が希薄になる可能性」もあるとされている。また、「特別入学枠」を利用できる資格が各自治体で整っていないという難点もある。

運用方式以外の課題としては制度の利用資格などがある。「特別入学枠」での選抜方法は日本人生徒と異なり、主に面接と作文であるが、富山も述べているように長期間、多くの支援が必要になってくる。東海地方の場合、愛知、岐阜、三重の三県は来日してから6年間は「特別入学枠」を利用することができるが、静岡県では来日後3年以内の生徒でなければ制度を利用することはできない。しかし、日本語能力の定着という観点から考えるならば、来日後5～6年の生徒に対しても「特別入学枠」の適用資格が与えられることが望ましいだろう。

### 1.1 東海地方の現状と特別入学枠の偏在

では、具体的に東海地方での「特別入学枠」の実施状況はいかなる状況にあるのか。実施状況は以下のとおりである。

表1:東海地方における「特別入学枠」の実施状況<sup>8)</sup>

	全日制	定時制
愛知県	○	×
三重県	○	×
岐阜県	○	×
静岡県	○	×

「特別入学枠」の運用方式を富山(2001)に倣って分類すると、「拠点校方式」を採るのが愛知県、三重県、静岡県之三県であり、「全校方式」を採っているのが岐阜県である。「特別入学枠」の課題は確認してきたが、これ以外にも普通科以外の学科への進路が保障されていないという問題点がある。これまで述べたように外国人生徒は、一定の条件を満たせば、「特別入学枠」の制度によって高校受験をすることができるが、その方式には「拠点校方式」と「全校方式」があり、「拠点校方式」を採用している県の場合は、指定された高校以外の入試には「特別入学枠」はない。ここで、東海地方で「拠点校方式」を採用している愛知県と三重県、静岡県ではどのような高校が外国人の生徒を受け入れているかを確認してみると以下のとおりである。

表2：愛知・三重・静岡において外国人生徒を受け入れている公立高校

	高校数	普通科	総合高校	国際系	商業系	工業系	芸術系
愛知県	4(111)	4	0	0	0	0	0
三重県	17(60)	5	6	6	1	1	0
静岡県	9(99)	6	3	0	3	0	1

※各県の公立高校入試要項など<sup>9)</sup>から作成。括弧内は各県内の全日制公立高校総数

表2からわかるように、外国人生徒を受け入れている高校は、愛知県であれば全てが普通科であり、三重県は、普通科以外の学科への進路が開かれているようにみえるが、「国際系」高校もその目的は大学進学ということが多く、英語教育に力を入れているだけで、進路の面から考えると普通科と大差のないものと考えてよいだろう<sup>10)</sup>。また、三重県は、「特別入学枠」の利用者として、外国人生徒だけでなく、帰国子女も想定しているため、外国人生徒にとって、狭き門となっているといえる<sup>11)</sup>。静岡県は、募集定員は若干名となっているものの、「拠点校方式」を採用している東海地方の県の中では、比較的バランスよく「特別入学枠」が割り振られている。

子どもの権利条約の「種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む)の発展を奨励…(後略)」するという点を踏まえると、外国人生徒の多様な学科への進学条件は整備されておく必要があるといえる。より多くの外国人生徒の後期中等教育へのアクセスのために「特別入学枠」を拡大することは、有効な側面もあるが、「拠点校方式」を採用する場合、上位校への進学を目的とするだけの「特別入学枠」の運用は、外国人生徒が将来選択しうる進路を狭めかねない。富山(2001)は、「特別入学枠」の今後の運用方式として「拠点校方式」、「全校方式」、「両者の折衷案」の3つの可能性を示しているが、「特別入学枠」を実施する際に重視されるべきは、上位校への進学に止まらず、普通科高校以外の学科への進学ができるように「特別入学枠」が配置されることが必要であると考えられる<sup>12)</sup>。

## 1.2 制度の認知度に関する問題点

しかし、制度を作るだけで問題が解決されたというわけにはいかない。新谷(2005)が「政策がいかに理論的に正しく、社会の側からの必要性に支えられているとしても、それだけでその実効性を担保することはできない。なぜなら、その政策や制度に関わるか否かの選択は、当の青年自身によって社会や政策・制度がどのように見えているかに大きく依存するからである」と述べているように、日本の高校入試制度や日本の学校制度が外国人生徒からどのように捉えられているのかという点から考察を行う必要があるだろう。

外国人生徒のための高校入試時の措置に関する外国人生徒の認知度を調べたアンケート調査などは管見の限り存在しないが、藤本(2008)の外国人生徒に対する進路指導の一例(外国人生徒向けのガイダンスの実施と外国人生徒からの進路に関する意識調査)に関する報告によると、日本の学校制度が外国人生徒らに理解されていない可能性がある。「特別入学枠」は、辻本(2003)が高校間での運用上の差異の存在や教員の制度に関する無関心などを指摘した「入試特別措置」とは対照的に、入試要項などに、運用方法が明記されており、これらの点に関しては「特別入学枠」は「入試特別措置」よりも制度の上では整備されているといえる。だがそれゆえに教師の側に、「外国人生徒にも高校入試に関する情報は十分に行き渡っている」と判断し、彼らへ進路に関する情報を十分に提供し損ねているという状況は想定しうる。こうした見方に立てば、彼らの中学校卒業後に高校へ進学するという進路選択像を明確にするためには、藤本が報告したような進路指導の方略は一定の有効性があるといえるだろう<sup>13)</sup>。

## 2 多様な学科への進学保障の意義

これまで、外国人生徒にかかわる高校入試制度に注目して論を進めてきた。その結果、①東海地方では全日制の高校では入試時の措置として「特別入学枠」がある程度充実しているということ、②「特別入学枠」がある学科は普通科が多く、それ以外の学科への進路は必ずしも保障されていないということがわかった。しかし、上述の新谷(2005)が述べているように、制度を整備してもそれが当事者たちからどのように受け止められているのかという視点を欠いたままでは、外国人生徒の多様な進路を保障するための方略は現実離れしたものになってしまう。そのため、藤本(2008)が報告したような進路指導は必要となってくるだろう。

しかし同時に外国人生徒の高校生活へのゆるやかな適応を促す取り組みも必要であろう。田房(2005)はベトナム出身者を例に、外国人生徒が進路選択の際に参考にできる情報量が絶対的に少ないということを指摘している。ここでいう「情報量」とは学校などで得られる情報の量を指すのではなく、個人の身の回りにいる人たちからの情報量のことを指している。また、田房は「社会を反映してあらゆる職種にインドシナ出身者が見い出されれば、それは子どもたちが自分の将来を考える上での指針となるだろう」と述べている。多様な職種に就くことができるようになる一つの手段として高校卒業という条件が考えられる。そのためには、志水ら(2008)が紹介している、3年間を

通じて外国人生徒への学習・進路支援に取り組んでいる高校の教育実践のように、入学から卒業までの期間の就学保障が徹底されなければならない。このような取り組みがなされ、外国人生徒が普通科だけでなくさまざまな学科へと進学し、卒業後にあらゆる職種に就くことができれば、次の世代が将来の進路を決める上での指針となると考えられる。

## おわりに

これまで外国人生徒の普通科以外の学科への進学がどの程度保障されているのかについて考察を進めてきた。その中では制度自体に見直すべき点が少なくないことや、外国人生徒の高校卒業の校内のための校内サポート体制作りの必要性がうかがえる。以下、本ノートの成果を確認しておく。

第一に「特別入学枠」の運用方式とその配分状況についてである。「特別入学枠」の運用方式が「拠点校方式」であるか、「全校方式」であるかによって多様な学科への進学の容易さが変わってくる。全校方式を採用した場合、全ての高校に「特別入学枠」が配分されるので、多様な学科に入学できるチャンスが広がる。一方で、拠点校方式を採用した場合、「特別入学枠」が配分されていない高校を受験する際には学科試験に合格しなくてはならないため、高校入試のハードルが上がると考えられる。例えば愛知県のように、「特別入学枠」が普通科に偏っているのであれば、それ以外の学科への進学可能性は低くなるだろう。

第二に制度の認知度についてである。制度を整備しても外国人生徒が制度のことを知らなければ意味がないため、こうした制度自体についてどの程度知っているのか、また理解しているのかということについて明らかにしていく必要がある。

また、今後外国人生徒への指導のあり方を論じる上で課題となることは校内のサポート体制である。広崎(2007)が教員やボランティアなどからのサポートによって外国人生徒の進路選択の意識が涵養される可能性を示唆していることから、校内での外国人生徒へのサポートはどのようなもので、どのような効果があるのかという点を明らかにする必要があるだろう。最後に本ノートの課題を示しておく。本ノートでは、外国人生徒の普通科以外の学科への進学がどの程度保障されているかということを扱ったが、公立高校への進学についてしか扱うことができなかった。国立や私立の高校などへの進学について扱うことができなかったことが本ノートの課題である。

今後は本ノートで明らかにした知見を基に入試制度だけでなく、外国人生徒へのサポート体制にも注目しながら、外国人生徒の高校進学に関する研究を深めていきたい。

## 【註】

<sup>1)</sup> 高見澤ら(2004)では、ニューカマーとは「日本経済の国際化に伴って1970年代以降、新たに日本に来住した外国人」とされており、本研究で対象とするラテンアメリカからの外国人労働者/移民のみならず、1970年代末のインドシナ難民や中国帰国者とその家族、興行ビザで来日するアジア系女性なども含んでいる。

- <sup>2)</sup> この呼称については研究者により、異なる。本稿では中国帰国者定着促進センター HP([http://www.kikokusha-center.or.jp/shien\\_joho/shingaku/kokonyushi/databind/ichiran\\_db.htm](http://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/databind/ichiran_db.htm) 2010/12/14 アクセス) が用いている呼称を採用した。なお本ノートでは、タイトル部分を除く本文及び脚注部分ではこの呼称を「入試特別措置」と表記しているが、これに特に意味はない。
- <sup>3)</sup> 同上。「特別入学枠」での選抜方法は主に作文と面接である。なお本ノートでは、タイトル部分を除く本文及び脚注部分ではこの呼称を「特別入学枠」と表記しているが、これに特に意味はない。
- <sup>4)</sup> 「特別入学枠」を利用するための条件は各都道府県によって異なっており、生徒のルーツによってはこのような措置を利用できない所もある。
- <sup>5)</sup> 文部科学省は2009年の通知(20文科初第8083号)において、外国人児童・生徒を受け入れる際に、日本語能力などを適宜判断して必要であれば、年齢相当の学年より下の学年に編入させる「過年」の措置が可能であることを全国の自治体に通知したが、毎日新聞の調査によれば、この措置を認めるかどうかについては各自治体で隔たりがある。以下が毎日新聞の調査結果である。

外国人生徒への過年の適用状況

	過去	今後		過去	今後		過去	今後
<b>群馬県</b>			<b>愛知県</b>			<b>静岡県</b>		
太田市	○	○	豊橋市	×	×	浜松市	○	○
大泉町	×	×	豊田市	×	△	富士市	○	○
伊勢崎市	×	△	西尾市	□	○	磐田市	○	○
<b>長野県</b>			小牧市	×	×	掛川市	×	×
上田市	×	×	知立市	×	×	袋井市	○	○
飯田市	○	○	<b>三重県</b>			湖西市	×	○
<b>岐阜県</b>			津市	×	×	菊川市	×	○
大垣市	×	×	四日市市	×	×	<b>滋賀県</b>		
美濃加茂市	○	×	鈴鹿市	×	×	長浜市	□	×
可児市	×	×	伊賀市	○	○	湖南市	×	○
			亀山市	○	○	甲賀市	×	○

○：過年を認める，△：条件付きで過年を認める。

×：過年を認めない，□：無回答

毎日新聞2009年11月5日23面より作成

<sup>6)</sup> 以下に東海地方に居住するブラジル人の人数を示す。

東海地方の在留ブラジル人数

	2008年	2009年	2010年
岐阜県	20,912	20,481	17,078
静岡県	52,014	51,441	42,625
愛知県	80,401	79,156	67,162
三重県	21,717	21,668	18,667

在留外国人統計（平成20年～平成22年度版）より作成

その中でも、高校受験を控える生徒がどの程度いるかを示す資料は存在しないが、今後高校を受験する可能性のある10歳～14歳までの在留ブラジル人の人口は、平成22年度の在留外国人統計によると、岐阜県が1034人、静岡県が2663人、愛知県が4063人、三重県が1027人であることから、ブラジル人に限って見てみても今後多くの外国人生徒が高校受験をする可能性がある。

<sup>7)</sup> 尚、本稿では外国人生徒の日本での進学について扱うが、彼らの進路は日本に存在するエスニックスクールへの進学や山崎(2009)が示した国境を越えた進学などさまざまな形が保障されるべきということは予め断っておく。

<sup>8)</sup> 中国帰国者定住促進センター HP 及び各県の高校入試要項を参考に成した。中国帰国者定住促進センター HP については註2を参照。各県の公立高校入試要項については以下のとおり。

愛知県教育委員会 (2010). 平成23年度愛知県公立高等学校入学者の募集について [http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000027/27366/nyuushi\\_bosyuu\\_h23.pdf](http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000027/27366/nyuushi_bosyuu_h23.pdf) (2011/01/03 アクセス)

三重県教育委員会 (2010). 平成23年三重県公立高等学校入学者選抜要項, 第7海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別入学者選抜 <http://www.mie-c.ed.jp/koukou/boshu/h23/1-7.pdf> (2011/01/03 アクセス)

静岡県教育委員会 (2010). 平成23年度公立高校をめざすあなたへⅡ [https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file\\_download2100.nsf/72B07A2F7BDD94234925778C00096BD8/\\$FILE/H23anatahe2.pdf](https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download2100.nsf/72B07A2F7BDD94234925778C00096BD8/$FILE/H23anatahe2.pdf) (2011/01/03 アクセス)

<sup>9)</sup> 註8で示した各県の公立高校入試要項以外に以下の資料を参照した。

静岡県教育委員会 (2010). 平成23年度静岡県公立高等学校生徒募集計画及び募集定員に対する学校裁量枠の選抜割合(選抜段階)一覧

[https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file\\_download2100.nsf/AC0E07767C3E3EB5492577D200133A62/\\$FILE/23boshukeikaku.pdf](https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download2100.nsf/AC0E07767C3E3EB5492577D200133A62/$FILE/23boshukeikaku.pdf) (2011/02/01 アクセス)

三重県教育委員会 (2010). 三重県立高等学校案内 <http://www.mie-c.ed.jp/rainbow/index.html> (2011/02/01 アクセス)

<sup>10)</sup> 各県の公立高校の入試要項は、註8を参照。それ以外には各校のHPを参照した。各校のHPのURLは以下の通り。

三重県立川越高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hkawag/> (2011/01/04 アクセス)

三重県立飯野高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hiino/> (2011/01/04 アクセス)

三重県立津西高等学校 HP <http://www.tsunishi.jp/> (2011/01/04 アクセス)

三重県立名張西高等学校 HP <http://www.nishiko.ed.jp/> (2011/01/04 アクセス)

三重県立松阪商業高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/cmatus/> (2011/01/04 アクセス)

三重県立宇治山田商業高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/cujiya/index.htm> (2011/01/04 アクセス)

また、三重県の総合制高校については、各校ともほぼ同じような系列が設置されていたが、幅広いコースから選択することができるようになっている。

三重県立木本高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hkimot/> (2011/02/01 アクセス)

三重県立飯南高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hiinan/> (2011/02/01 アクセス)

三重県立いなべ総合学園高等学校 HP <http://www.inabe-h.ed.jp/> (2011/02/01 アクセス)

三重県立名張高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hnabar/index.html> (2011/02/01 アクセス)

三重県立昂学園高校学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hsubar/> (2011/02/01 アクセス)

三重県立鳥羽高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/htoba/> (2011/02/01 アクセス)

<sup>11)</sup> 三重県で実施されている「特別入学枠」は外国人生徒と帰国子女が利用可能なものであるが、入試方法は外国人生徒と帰国子女とは異なる。

<sup>12)</sup> 「特別入学枠」については、全入学定員の内どれだけの割合の定員を「特別入学枠」とするかについての問題も残っているが、ここでは立ち入らなかった。

<sup>13)</sup> このような活動は外国人生徒の進学が前提となるため、児島(2009)が指摘するように「学習の効率化を追求するあまりに、マイノリティー・マジョリティー間の権力関係を隠蔽するソフトな同化主義に行きつく」可能性はあるため、外国人生徒への進路指導の在り方については今後の課題となる。

## 【参考文献】

愛知県教育委員会(2010). 平成23年度愛知県公立高等学校入学者の募集について [http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000027/27366/nyuushi\\_bosyuu\\_h23.pdf](http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000027/27366/nyuushi_bosyuu_h23.pdf) (2011/01/03 アクセス)

新谷周平(2005). 青年の視点から見た社会・制度—選択の解釈と支援の構想— 教育社会学研究第, 76, 111-126.

中国帰国者定着促進センター HP

[http://www.kikokusha-center.or.jp/shien\\_joho/shingaku/kokonyushi/databind/ichiran\\_db.htm](http://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/databind/ichiran_db.htm) (2010/12/14 アクセス)

藤本美知代(2008). 外国人児童における進路指導—中学校の現場から— 白井智美(編) 第8回外



国人児童生徒教育フォーラム報告書「外国人児童生徒の進路選択と学力」講演記録編 p.p.11-15・資料編 p.p.3-11.

広崎純子 (2007). 進路多様校における中国系ニューカマー生徒の進路意識と進路選択—支援活動の取組を通じての変容過程— 教育社会学研究第, 80, 227-245.

川上郁雄 (編) (2006). 「移動する子どもたち」と日本語教育—日本語を母語としない子どもへのことばの教育を考える— 明石書店

児島明 (2009). ニューカマー児童生徒教育をめぐる経路依存性と展開の固有性—神奈川県大和市における国際教室の事例から— 和光大学現代人間学部紀要, 2, 117-131.

三重県立木本高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hkimot/> (2011/02/01 アクセス)

三重県立飯南高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hiinan/> (2011/02/01 アクセス)

三重県立飯野高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hiino/> 2011/01/04 アクセス

三重県立いなべ総合学園高等学校 HP <http://www.inabe-h.ed.jp/> (2011/02/01 アクセス)

三重県立川越高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hkawag/> (2011/01/04 アクセス)

三重県立松阪商業高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/cmatus/> (2011/01/04 アクセス)

三重県立名張高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hnabar/index.html> (2011/02/01 アクセス)

三重県立名張西高等学校 HP <http://www.nishiko.ed.jp/> (2011/01/04 アクセス)

三重県教育委員会 (2010). 平成 23 年三重県公立高等学校入学者選抜要項, 第 7 海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別入学者選抜 <http://www.mie-c.ed.jp/koukou/boshu/h23/1-7.pdf> (2011/01/03 アクセス)

三重県教育委員会 (2010). 三重県立高等学校案内 <http://www.mie-c.ed.jp/rainbow/index.html> (2011/02/01 アクセス)

三重県立昂学園高校学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/hsubar/> (2011/02/01 アクセス)

三重県立津西高等学校 HP <http://www.tsunishi.jp/> (2011/01/04 アクセス)

三重県立鳥羽高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/htoba/> (2011/02/01 アクセス)

三重県立宇治山田商業高等学校 HP <http://www.mie-c.ed.jp/cujiya/index.htm> (2011/01/04 アクセス)

文部科学省初等中等教育局 (2009). 定住外国人の子どもに対する緊急支援について [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/004/1296671.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1296671.htm) (2011/01/13 アクセス)

佐久間孝正 (2006). 外国人の子どもへの不就業—異文化に開かれた教育とは— 勁草書房

佐久間孝正 (2005). 多分化に開かれた教育に向けて 宮島喬・太田晴雄 (編) 外国人の子どもと日本の教育—不就業問題と多分化共生の課題— p.p.217-238.

志水宏吉 (編) (2008). 高校を生きるニューカマー—大阪府立高校にみる教育支援— 明石書店

静岡県教育委員会 (2010). 平成 23 年度公立高校をめざすあなたへⅡ [https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file\\_download2100.nsf/72B07A2F7BDD94234925778C00096BD8/\\$FILE/H23anatahe2.pdf](https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download2100.nsf/72B07A2F7BDD94234925778C00096BD8/$FILE/H23anatahe2.pdf) (2011/01/03 アクセス)

- 静岡県教育委員会 (2010). 平成 23 年度静岡県公立高等学校生徒募集計画及び募集定員に対する学校裁量枠の選抜割合 (選抜段階) 一覧 [https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file\\_download2100.nsf/AC0E07767C3E3EB5492577D200133A62/\\$FILE/23boshukeikaku.pdf](https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download2100.nsf/AC0E07767C3E3EB5492577D200133A62/$FILE/23boshukeikaku.pdf) (2011/02/01 アクセス)
- 田房由起子 (2005). 子どもたちの教育におけるモデルの不在 —ベトナム出身者を中心に— 宮島喬・太田晴雄 (編) 外国人の子どもと日本の教育 —不就学問題と多文化共生の課題— 東京大学出版会, pp.155-169.
- 高見澤孟 (監) (2004). 新・はじめての日本語教育 基本用語辞典 アスク出版
- 富山和夫 (2001). 高校進学と入試のあり方 神奈川県教育文化研究所外国籍生徒の学習と進路調査研究部 外国人の子どもたちとともにⅡ—学習と進路の保障をもとめて— p.p.63-71.
- 辻本久夫 (2003). 外国人生徒の中学校卒業後の進路課題 解放教育第, 33-2, 52-59.
- 山崎香織 (2009). 「移動」時代のキャリア教育—ニューカマー高校生の事例— 異文化間教育, 30, 91-103.
- 財団法人入管協会 (2008). 在留外国人統計 (平成 20 年版) 財団法人入管協会
- 財団法人入管協会 (2009). 在留外国人統計 (平成 21 年版) 財団法人入管協会
- 財団法人入管協会 (2010). 在留外国人統計 (平成 22 年版) 財団法人入管協会